

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館指定管理者選定委員会
開 催 日 時	令和5年10月17日(火) 10時00分から 11時30分まで
開 催 場 所	Web会議 (枚方市役所別館4階 第4委員会室)
出 席 者	会 長：明石 成司 委員 副会長：平田 義明 委員 委 員：渥美 公秀 委員、萩原 雅也 委員、原田 隆史 委員
欠 席	なし
案 件 名	(1) 会長、副会長の選任について (2) 委員会の運営について (3) 枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館 指定候補者選定について ① 枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館の施設の概要及び管理運営状況 について ② 枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館 指定管理者募集要項、基本仕様書について ③ 枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館 指定管理者選定基準について (4) プレゼンテーションの実施方法について (5) その他
提出された資料等の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料1 諮問書 (写し) ・ 資料2 委員名簿 ・ 資料3 枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館の施設の概要及び管理運営状況について ・ 資料4 枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館指定管理者募集要項 (案) ・ 資料5 枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館管理運営業務基本仕様書 (案) ・ 資料6 枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館指定管理者選定基準 (案) ・ 資料7 第2回枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館指定管理者選定委員会の進行について ・ 資料8 枚方市立生涯学習市民センター条例 ・ 資料9 枚方市立生涯学習市民センター条例施行規則 ・ 資料10 枚方市立図書館条例 ・ 資料11 枚方市立図書館条例施行規則 ・ 資料12 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 (抜粋) /枚方市情報公開条例 (抜粋) ・ 資料13 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例 ・ 資料14 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則 ・ 資料15 地方自治法 (抜粋・第244条の2)

決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長に明石委員、副会長に平田委員を選任することを決定。 ・ 会議は非公開。会議録は作成の上、本委員会答申後に公開することを決定。 ・ 枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館指定管理者募集要項（案）については原案どおりとすることを決定。枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館管理運営業務基本仕様書（案）については原案どおり確定することを決定。 ・ 枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館指定管理者選定基準（案）について、原案どおりとすることを決定。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第 5 条第 6 号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	本委員会の答申後に公開
傍 聴 者 の 数	なし
所 管 部 署 (事 務 局)	文化生涯学習課・中央図書館

※会長、副会長の発言については発言者名を「会長」又は「副会長」、それ以外の委員は一律「委員」と表記する。

審議内容

第1回 枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館指定管理者選定委員会

開会 10時00分

- (事務局) では、ただいまから、第1回枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館指定管理者選定委員会を開会します。本委員会の会長が選任されるまでの間、委員会の進行をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- 本日、本委員会に対し、枚方市長・枚方市教育委員会から諮問書が提出されております。皆様にも資料1として、その写しをお配りしております。本委員会はこの諮問に応じ、指定候補者の選定に関しまして、調査、審議し、答申を行っていただくために設置した委員会でございます。
- なお、本委員会の諮問対象である「枚方市立生涯学習交流センター」と「枚方市立市駅前図書館」につきましては、2つの施設を1つの指定管理者に一体的に管理運営させようとするものでございます。こうしたことから、生涯学習交流センターを所管する市長と、市駅前図書館を所管する教育委員会、それぞれから諮問しているものでございます。
- 委員の皆様におかれましては、枚方市長・枚方市教育委員会の諮問に応じ、申請団体・事業者が提案してまいります事業計画書等の内容について、管理運営に当たっての費用・効果・管理能力等、総合的に各申請団体を比較検討し、委員会で評価いただくことにより、最も得点が高い団体を指定候補者としてご答申いただくものでございます。本日を第1回とし、答申をいただくまで全3回、ご審議をいただく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。
- なお本日の出席委員は5名で、全員の出席をいただいております。本日の会議が成立している旨、ご報告いたします。
- (事務局) それでは次に、配付資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、**資料1**～**資料15**、それと**参考資料1**～**参考資料5**というふうになります。それぞれご確認のほうは大丈夫でしょうか。
- それでは、次に進めさせていただきます。

案件(1) 会長・副会長の選任について

- (事務局) では、案件をご審議いただきたいと思っております。まず案件(1)「会長、副会長の選任について」でございますが、本委員会には条例の規定により、委員の皆様方の互選により会長、副会長を各1名置くこととなっております。
- 事務局といたしましては、本市の公の施設に係る指定管理者選定委員会の例に倣い、適宜、法的また財務的な事項にご留意いただきながら、各委員の豊富な知識、ご経験によりまして活発なご議論をお願いしたいと考えており、そうした観点から、会長を弁護士の明石成司委員に、副会長を税理士の平田義明委員をお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
- ではご異議がなければ、承認の挙手をお願いいたします。
- (挙手)
- (事務局) ありがとうございます。
- それでは、会長に明石成司委員、副会長に平田義明委員を選任いただくことをご承認いただきました。それでは会長、副会長より一言ご挨拶をいただきたいと思っております。会長、まずよろしくお願いいたします。
- (会長) ただいま、本選定委員会の会長に選任いただきました明石でございます。本委員会は、指定候補者の選定を適正に行うため「枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館指定管理者選定委員会」として、必要な調査、審議及び答申をするために構成されたものでございます。会議進行に当たりましては、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。
- 以上、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。

- (事務局) 続きまして、副会長、よろしくお願ひいたします。
- (副会長) ただいま本委員会の副会長に選任いただきました平田でございます。明石会長を補佐いたしまして、会務の円滑な進行に努力いたしますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。
- (事務局) ありがとうございます。
それでは、ここからは明石会長に委員会の進行をお願いしたいと思います。明石会長、よろしくお願ひいたします。
- (会長) はい、承知いたしました。

案件(2) 委員会の運営について

- (会長) それでは、委員会を進めてまいりたいと思います。まず、案件(2)「委員会の運営について」を議題といたします。本件について、事務局の説明を求めます。
- (事務局) はい。それでは、ご説明をさせていただきます。今後、本委員会を進めるに当たりまして、まず「会議の公開・非公開」、次に「会議録の作成方法と公表・非公表」、次に「会議資料の公表・非公表」の3点についてご決定いただきたいと考えております。
- まず資料12をご覧くださいませでしょうか。「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」(抜粋)となっております。資料12のこちらの規程につきましては、本市における審議会の会議の公開等に関するルールについて定めたものでございます。第3条の網掛け部分でございますが、本市では審議会の会議は公開するものとしております。ただし、その下に記載しております(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる旨を規定しております。また、その下の第2項におきまして、会議を非公開とするときは、この会議においてご決定いただく旨を規定しております。
- 事務局といたしましては、これ以降本委員会でご議論いただく内容につきましては、この第3条の(2)、枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報が含まれるものと考えております。具体的には、次のページをご覧ください。本市情報公開条例の抜粋を記載しておりますが、本委員会では、この第5条第6号に該当する情報を審議するものと考えており、会議を「非公開とすることができる」ものと考えております。
- 恐れ入りますが、1ページ目にお戻りいただけますでしょうか。次に、会議録の作成についてでございますが、規程の第6条第4項にありますように、審議の経過が分かるように発言内容を明確にして記録するものとされております。これにつきましては、委員の皆様が発言内容について、全文筆記または全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。ただし発言者名につきましては、個人名を記載せず、単に会長、副会長、委員と表記させていただいてはどうかと考えているところでございます。
- なお、事務局といたしましては、会議録については事務局で作成し、全委員にご確認いただいた上で答申をいただいた後、公表する取扱いとしていただいております。
- 最後に、委員会の提出資料についてでございますが、こちらにつきましては、ただいまご説明いたしました会議録と同様に、枚方市情報公開条例第5条の規定による非公開情報が含まれるものとして、答申をいただいた後に公表する取扱いとしていただいております。
- ただ資料のうち、委員名簿につきましては、本市では公表している現状がございますことから、資料2に記載されている程度で委員名とご職業を公表させていただいております。
- なお、応募者が委員に接触した場合は、その応募者を失格する要件を設定しております。
- 事務局からの説明は以上となります。会長、よろしくお願ひいたします。
- (会長) ありがとうございます。ただいま、事務局から委員会の公開等に関する説明がありました。委員の皆さんからご質問、ご意見等がありましたらお伺ひいたします。いかがでしょうか。特に質問等ございませんでしょうか。

(意見なし)

それでは、3点をまとめてお諮りいたします。本件について、まず委員会の会議は非公開といたしまして、次に会議録と委員会の提出資料等につきましては、会議録は全文筆記あるいはそれに近い要約筆記で作成し、公表に関しては会議録も委員会の提出資料等も答申後に行うというご説明でした。そういう内容でご異議ございませんでしょうか。ご異議なければ、挙手をお願いいたします。

(挙手)

(会長) それでは、ご異議なしと認めます。よって本件については、ただいま申し上げたとおりに決定いたします。

傍聴席には、その後傍聴者はおられませんでしょうか。

(事務局) いらっしゃいません。

(会長) では、このまま続けさせていただきます。

次に、委員会の日程等について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) それではご説明をさせていただきます。参考資料1をご覧くださいませでしょうか。「指定管理者選定委員会の開催日程(案)」でございます。公募により選定を行っていただきます本委員会につきましては、十分な調査、審議を行っていただくため、冒頭に申し上げましたとおり、3日間の日程で開催いただいております。

本日はその第1日目として、この後資料3「施設の概要及び管理運営状況について」を説明させていただき、その後資料4「募集要項(案)」、資料5「仕様書(案)」について説明させていただきます。これらにつきましては、委員の皆様からご意見をいただいた上で、本市において最終決定してまいります。

次に資料6「選定基準(案)」について、ご説明いたします。この選定基準は、募集要項や仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様からご意見をいただいた上で確定いただければと考えております。

最後に、次回第2回の委員会の進行についてご確認いただく予定としております。なお、本日の委員会で募集要項等をご確認いただき、本市においてその内容を確定いたしますと、10月24日に、来週になりますが、ホームページ等で配布を行い、説明会、質疑応答などを経まして、11月14日から応募書類の受付を行う予定としております。申請受付後につきましては、事務局において提出書類の確認等を行った後、委員の皆様からメール等で申請状況等を報告の上、郵送で申請書類一式を送付させていただきます。お手元に届きましたら申請書類をご確認いただき、第2回委員会でのプレゼンテーションに備えていただけたらと考えております。

続きまして、第2回の委員会におきましては、申請団体によるプレゼンテーションを実施し、第3回の委員会で評価結果をご確認いただきまして、委員の皆様からご意見をいただいた上で、ご答申をいただきたいというふうに考えております。

次に、指定管理者制度の概要、また本委員会の役割等について、ご説明をさせていただきます。参考資料2をご覧くださいませでしょうか。「指定管理者制度の概要等について」でございます。まず、1つ目としまして、指定管理者制度の概要でございます。指定管理者制度は、従前、管理委託制度として公共的団体や市の出資法人に限ってきました「公の施設」の管理運営に係る委託先について、民間事業者等に門戸を広げるものとして、平成15年の地方自治法改正により創設された制度でございます。本市におきましても、住民サービスの向上、また、より効率的・効果的な施設の管理運営を図るための一つの形態として、現在17施設、59ヶ所において、指定管理者による運営を行っております。従前の管理委託制度と現行の指定管理者制度との相違点につきましては、資料中ほどの表のとおりでございます。勝手ではございますが、説明は省略させていただきますので、後ほどご参照いただければと考えております。

次に、資料の下段に参りまして、指定管理者選定委員会でございますが、指定管理者となる候補者について、申請されてきました団体が適当かどうか、ご審査、ご決定いただき、枚方市長・枚方市教育委員会に答申していただくものでござい

ます。本市におきましては、資料に記載のとおり、対象施設ごとに5名体制で合議体を構成するものとしております。

次のページをご覧ください。本委員会の諮問対象である「枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館」の選定内容について、記載しております。

資料の表の左端の列に選定方法などの区分を、真ん中の列に本施設における選定内容を、また右端の列には備考といたしまして、本市における指定管理者制度の運用における原則的な取扱いをそれぞれ記しております。

上から参りまして、まず本施設の選定方法といたしましては、指定管理者を「公募」することとしております。

次に、指定管理期間につきましては、本市では指定管理期間を原則5年としておりますが、今回の施設につきましては、類似する他の生涯学習市民センター・図書館全7施設と指定管理期間の終期を合わせるため、3年10か月間としているところでございます。

次に、指定管理料・利用料金制の別につきましては、指定管理料によるものとしております。指定管理者は本市から支出する委託料をもって、施設の管理運営を行うものとなります。

以上が、本施設の選定に際しての基本的な事項でございます。事務局の説明は以上とさせていただきます。会長、どうぞよろしく願いいたします。

(会長) ありがとうございます。事務局からの説明について、委員の皆さんからご質問、ご意見等がございましたらお伺いいたします。いかがでしょうか。ご質問等ございませんでしょうか。

(意見なし)

(会長) それでは次の案件に移りたいと思います。

案件(3) ①枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館の施設の概要及び管理運営状況について

(会長) 案件(3)の①「枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館の施設の概要及び管理運営状況」について、事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは説明をさせていただきます。**資料3**「枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館の施設の概要及び管理運営状況について」をご覧ください。まず、1つ目「施設の概要」からご説明させていただきます。枚方市立生涯学習交流センター及び枚方市立市駅前図書館は、現在ひらかたサンプラザ3号館5階で運営しております枚方市立サンプラザ生涯学習市民センター及び枚方市立中央図書館市駅前サービススポットを、枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業により第3工区に整備されております建築物の5階に移転するとともに名称を変更し、複合施設として開館する予定でございます。まず、現在建築中の新施設におきまして、生涯学習交流センターには定員80人規模の大集会室やフリールーム、和室などがございまして、図書館の蔵書につきましては約2万冊を予定しております。また、おはなし会を行うお話しスペースもございます。さらに生涯学習交流センターと図書館の共用スペースといたしまして、ロビーや屋上広場などを備えているものでございます。生涯学習交流センターと図書館に隣接したところには、庁舎の分室が入居予定となっております。続きまして、両施設の近年の利用状況についてご説明させていただきます。恐れ入りますが、2ページ目の「管理運営状況」、こちらをご覧ください。まず、①サンプラザ生涯学習市民センターの直近4か年の利用率、表中の網掛け部分になっておりますが、上から令和元年度が72%、令和2年度が59.3%、令和3年度が58.2%、令和4年度が69.3%となっており、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度、令和3年度の利用率は減少しておりますが、令和4年度には利用率はほぼ回復している状況となっております。続きまして次のページ、②市駅前サービススポットでありますが、直近3か年の利用者数、表の右端の部分でありますが、令和2年度が4万9,684人、令和3年度につきましては6万3,426人、令和4年度が7万7,006人となっております。また、貸出冊数は、左から4列目、5列目になりますが、令和

2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度より1万冊減少したところでございますが、令和3年度につきましては、枚方市総合福祉会館（ラポールひらかた）からサンプラザ生涯学習市民センターの入居するひらかたサンプラザ3号館へ移転し利便性が向上したため、前年度比較で約2万冊増加しております。令和4年度につきましても、前年度実績から約3万冊増加しており、コロナ禍以前より貸出冊数が増加している状況でございます。

資料3によります管理運営状況並びに施設の概要の説明は以上となります。会長、よろしくお願いたします。

(会長) ありがとうございます。ただいま説明のありました内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見等はありませんでしょうか。

(意見なし)

(会長) よろしいでしょうか。では、この程度にしたいと思います。

案件(3)②枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館指定管理者募集要項、基本仕様書について

(会長) それでは、次に移ります。案件(3)の②「枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館指定管理者募集要項、基本仕様書について」を議題といたします。本件について、まず、事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは**資料4**「枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館指定管理者募集要項(案)」及び**資料5**「枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館管理運営基本仕様書(案)」に基づき、ご説明をさせていただきたいと思っております。

募集要項につきましては、指定管理者を指定する際の「申請者の資格」や提出を求める「申請書類の内容」などといった、ルールや手順を記載した書類となっております。また基本仕様書につきましては、本市が当該施設の管理運営におきまして、指定管理者に求める業務内容・仕様を記載した書類となっております。先ほど説明いたしましたとおり、本日これらの内容につきまして委員の皆様からのご意見をいただき、本市におきまして内容を決定し、公募の手続きを進めてまいりますと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。最初に**資料4**をご覧くださいませでしょうか。**資料4**「枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館指定管理者募集要項」でございます。まず、1つ目の「対象施設」につきましては、先ほどご説明させてもらったとおりですので、省略させていただきます。次の2ページ目から3ページ目にかけては「業務の範囲・内容」を記載しており、これにつきましては後ほど基本仕様書でご説明させていただきますが、ここでは米印のある業務につきましては再委託ができないということを記しているところでございます。

次の3ページをご覧くださいませでしょうか。3ページ目の中ほど以降、「3. 管理の基準」で、施設の開館日と休館日・開館時間を定めているものでございます。次に4ページをご覧くださいませ。4ページ目の上のほうです。4番目「指定の期間」では、このたびの公募に係る期間を先ほどのご説明のとおり、3年10か月間と明記しているところでございます。

次に、5番目「提案上限額」では、指定管理料の上限を6億402万5千円と定めているところでございます。提案上限額につきましては**参考資料3**、こちらで説明をさせていただきたいと思っております。

参考資料3をご覧くださいませでしょうか。「指定管理料上限額の算定根拠」になります。こちらの2ページ目をご覧くださいませでしょうか。まず(1)人件費でございますが、人件費につきましては、センターは令和4年度のサンプラザ生涯学習市民センターの人員体制、図書館は平成29年まで京阪枚方市駅近隣の関西医科大学附属病院情報交流センターに設置しておりました市駅前サテライトの人員体制を基本としているところでございます。移転後の生涯学習交流センター及び市駅前図書館では、新規事業等の実施を要求事項としているところから、基本の人員からさらに増員することを想定しております。令和4年から令和5年の

大阪府の最低賃金の上昇率が年4%であったことから、令和4年度枚方市職員の人件費平均額を基準に、年4%を増額して算定をしております。さらに、日曜・休日につきましても、午後9時までの開館となることから、夜間の開館時間が延長する分、人件費も考慮して算出をしております、3年10か月間の総額は4億8,518万8,915円となっております。

次の3ページをご覧ください。(2) 事業費につきましては、既存の生涯学習市民センター及び図書館の令和4年度における1事業当たりの平均額に、物価上昇率3.3%を加味して算出しており、3年10か月間の総額は2,202万2,745円となっております。

次に(3) 事務費につきましては、既存の生涯学習市民センター及び図書館の令和4年度実績の平均額に、新規要求事項に係る経費を追加し、物価上昇率3.3%を加味して算出しております。3年10か月間の総額は3,152万5,663円となっております。

次のページ、(4) 維持管理費につきましては、資料の中段以降です。こちらにつきましては、指定管理者はアップライトピアノ保守点検のみを実施するため、令和5年度の契約額をベースに、人件費の上昇が見込まれることから年度ごとに4%上昇するとして計算をしております。また、修繕料につきましては250万円として計上しており、年度ごとに精算を予定しております。維持管理経費の3年10か月間の総額は、合計1,037万3,179円となっております。

なお、電気代・水道代につきましては、新築の施設であり算出が困難であるため、指定管理料に含まず、市が負担するものとしております。

以上(1)～(4)の合計により、上限額は総額6億402万5千円となったものでございます。応募される事業者にはこの金額を上限として、それぞれが積算された金額を提案していただくものとなっております。

恐れ入りますが、募集要項の4ページにお戻りいただけますでしょうか。6番目の項目としまして「指定管理業務従事者通勤用具の駐車スペースについて」では、指定管理者への駐車場スペースは確保していないこと、少し飛びまして8番目「備品等管理区分」では、市の備品等の貸与に係る取り決め、それから次の9番「リスク分担」では、市と指定管理者のリスク分担についてそれぞれ明示しております。5ページ目の10番「提案にあたっての確認事項」につきましては、後ほど「選定基準」の案件においてご説明をさせていただきます。

少し飛びまして、7ページの一冊下のところをご覧くださいませでしょうか。「指定管理者に付与する権限」、こちらにつきましては付与する権限とともに施設・設備への改修・整備についても触れているところがございます。この中では、生涯学習交流センター及び図書館の魅力アップのための備品等の新規設置等の提案を求めているところがございます。

8ページのところから10ページにかけては「経理に関する事項」、こちらで利用料金制度の適用は行わないこと、インボイス制度への対応、指定管理業務に係る経費や収入は他の事業とは別口座で管理すること、修繕費を年度ごとに250万円見積もること、光熱水費のこと、また感染症による感染の拡大を防止する対策のこと、電話機や業務システムの取扱いなどを定めているものでございます。

10ページの下段をご覧くださいませでしょうか。こちらから13ページにかけては、13番としまして「申請者の資格」、また14の項目として「指定管理者の義務」、こちらでは枚方市が申請者並びに指定管理者全般に求めている内容を列挙しているものでございます。

次に、13ページ～15ページにかけてでございます。15番「提出書類」、それから次の項目の16番「JVで申請する際の留意事項」で、提出に当たっての確認事項を列挙しているところがございます。

15ページの中段以降、項目番号17の「募集要項・指定申請書・様式等の配布・閲覧」から、項目18の「施設説明会及び質疑期間」、次の19「申請書受付」までにおいて、スケジュールを明示しているところがございます。

募集要項の配布につきましては、項目17のところに記載がありますが、10月24日、来週からですが24日～12月8日まで、それから施設説明会は10月31日、それから質疑期間につきましては、16ページの中段よりやや上の

とにありますが、10月31日～11月6日まで。回答の公開としましては、11月14日～12月8日まで。そして、申請書の受付につきましては、19の項目で11月14日～12月8日までと設定させていただいております。次の17ページをご覧くださいませでしょうか。20番の「選定について」において、本選定委員会の概略を説明しているところがございます。また、次のページの21番「指定管理者の指定について」では本選定委員会における指定候補者選定結果の答申を受けました後、本市が市議会に対し指定候補者を指定管理者とする指定議案を提出し、可決後に指定するという流れを説明しているものでございます。次の22番「指定管理者指定後の手続等」は、指定管理者と交わす協定書の説明をしているところがございます。次の19ページをご覧くださいませでしょうか。別表1といたしまして「リスク分担表」、また、20ページには別表2といたしまして「管理運営状況一覧表」をつけております。ここでは、今後の管理運営体制を説明しております。指定管理者が配置する職員体制として、総括責任者、副総括責任者、生涯学習市民センター所長、図書館長、生涯学習業務リーダー、図書館業務リーダー、生涯学習業務サブリーダー、図書館業務サブリーダー、スタッフについて、それぞれの人数や兼務の可否、生涯学習市民センターと図書館、それぞれの勤務体制、配置人数を明示しているところがございます。なお、各従事者に求めている要件等につきましては、基本仕様書において詳細に記載をしております。次の21ページから22ページにかけて、別表3といたしまして「利用・収支状況一覧表」を添付しております。以上が、募集要項に関する説明となります。

次に、恐れ入りますが、**資料5**「基本仕様書(案)」をご覧くださいませでしょうか。募集要項と重複する部分がございますので、重複しない部分を中心にご説明させていただきたいと思っております。

まず、2ページ目の下の段からでございますが、こちらから5ページにかけて「関係法令の遵守」や、6番目といたしましては「業務実施体制」で従事者の従事内容を明記しているところがございます。

次に、10ページをご覧くださいませでしょうか。ここからが業務要求事項となっております。こちらの中で生涯学習交流センターと図書館のそれぞれで求める業務の詳細について、記しているところがございます。

まず、(1)開館・閉館業務に始まりまして、それぞれの専門業務や維持管理業務など、多岐にわたって記しているところがございます。

(2)のセンターサービス業務におきましては、まず①センターの利用許可等、②使用料の徴収・還付等の業務、次の11ページに参りまして、③イベントチケットの取扱い業務、④センター印刷室、団体ロッカー等の取扱い業務について記しているところで、次の⑤センター利用者サービス向上業務におきましては、センターの諸室の利用率向上や利用団体登録数の増加、物品販売や新たな備品の貸出、センターの魅力アップのための備品等の新規設置等の取組などを提案することとしております。

次の12ページ(3)図書館サービス業務におきましては、①図書館窓口業務、②選定希望資料のリスト化及び整理、③蔵書の維持管理について記しております。次のページ、④図書館利用促進業務において、新規登録者や貸出冊数を増やすための取り組み、立地条件を踏まえた利用者分析に基づく事業を提案することとしております。また、⑤図書館子ども読書活動推進業務、⑥図書館読書振興事業において、子どもや成人の読書活動の支援等の取り組みを提案することとしております。

少し飛びまして、14ページの下段から記載しております(4)文化学習事業に関する業務につきましては、①生涯学習事業において生涯学習のきっかけづくりやセンターの認知度向上、利用の活性化・利用者数の増加につながる自主事業の提案をすることとし、年間59事業以上の実施を求めているところがございます。また、次の16ページのところでは、②生涯学習市民センターと図書館の連携事業として、生涯学習市民センターと図書館によるコラボレーションイベント事業

等、施設を利用した連携事業を年4回以上、企画・実施することとしております。
③生涯学習市民センターと周辺施設等の連携事業では、立地を生かした周辺施設との連携を意識した賑わいづくりや市民等の交流機会の創出を目的とした事業を年1回以上、企画・実施することとしております。

次の17ページの下段以降、17ページの下のところ、(5)施設維持管理業務を中心に19ページの(6)広報宣伝、情報収集・発信業務や、その他必要な業務等について記載をしているところでございます。

また、22ページをご覧くださいませでしょうか。22ページの中段以降ですが、(10)その他必要な業務の②につきましては、Wi-Fi利用者対応業務において、市・教育委員会があらかじめ設置するWi-Fi設備について、必要に応じて利用者対応等を行うことを求めるとともに、設置費用や通信料のランニングコストにつきましては、本市で負担することを明示しているところでございます。以上が基本仕様書に関する説明となります。

次に、**別紙5**をご覧くださいませでしょうか。「事業計画 確認事項一覧」について、補足説明をさせていただきます。この書類につきましては、申請団体に求める提出書類の一つとして位置づけているものでございまして、内容といたしましては、申請団体が提出する事業計画書の概要版的なものとなっております。左端からそれぞれ、本市が当該施設の管理運営において求める要求事項、確認事項を記載しておりまして、申請団体はその右隣の「提案内容」の欄に、それぞれ事業計画書における記載内容を抜粋または要約する形で記載するものでございます。なお、一番右の欄につきましては、当該内容が事業計画書において記載されているページ数を記載しております。これら右側2列の記載内容につきましては、申請団体自らが記載するものであり、本市は一切手を加えませんので、あくまで申請団体の責任の下、作成していただく位置づけになっております。委員の皆様にご審査いただく対象は、あくまで事業計画書そのものではございますが、事業計画書そのものが膨大な内容となるケースもありますので、そうした意味での審査のご参考に事業計画 確認事項一覧を活用していただければというふうに考えております。

説明は以上となります。会長、どうぞよろしくお願いたします。

(会長) ありがとうございます。ただいま説明のありました内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見等はありませんでしょうか。

(委員) はい。指定管理料の算定ですが、現在2つに分かれている施設を一体的に運用するということでの今回の募集になっているかと思うのですが、一般的にこういう場合、2つの施設をそれぞれ運営するよりも、より多くの業務が発生するということが今までの経験でよく見られるのですけれども、人員体制はそれらを全て処理できるというふうにお考えの上で、計画を立てられているものでしょうか。その辺りの業務の増加というものが想定されることについての対応はどのようにお考えかを教えてくださいませでしょうか。

(会長) それでは今の点について、事務局からご説明いただけますでしょうか。

(事務局) 図書館は今、サービススポットという形で対応しておりまして、基本的には本の受渡しだけで、図書などは配架しておらず、図書の受渡しだけのスポット的な対応のみとなっております。今回、本格的に図書館として位置づけしますので、過去の6分館の指定管理の実績等も踏まえまして、図書館については増員で対応しております。

生涯学習市民センターにつきましては、サンプラザ生涯学習市民センターの移転と、プラスで事業を増加させていただいておりますので、その分につきまして人件費等を加味させていただいているというような状況でございます。

従いまして、決して今の人員体制のまま人件費として算出しているわけではなくて、今回新しく設置する複合施設の業務内容に見合った形で、改めて積算し直してお示ししているような状況でございます。

(委員) はい、ありがとうございます。それは非常によく分かっているのですけれども、一般的に複合施設にした場合には、単体の施設2つを運営するよりもよりコスト

- がかり、また業務が増えるということを経験上、何度も見ているのですけれども、その点については大丈夫でしょうか。
- (事務局) 枚方市としても図書館と生涯学習市民センターをワンフロアでというのは初めてですけれども、ご指摘いただきました業務量や効率的な事務所の運営ということも踏まえまして、人件費を算出しております。
- (委員) はい、ありがとうございます。一般的に2つ足すとその分管理が楽になるというふうに思われるケースが多いと思うのですが、全く逆だということで、今まで苦労されている例をたくさん見てきているものですから、確認したかったということでございます。ありがとうございます。
- (会長) では、ほかの委員の先生方で、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。よろしいですかね。ご意見等がなければ、この募集要項とか基本仕様書で公募を行うということについて了承ということになりますけれども、この内容でよろしいでしょうか。特にご質問等はございませんか。
- (意見なし)
- (会長) はい。それでは本件については、ただいまご説明のありましたとおりの案を了承するということにいたします。

案件(3) ③枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館指定管理者選定基準について

- (会長) それでは次の案件に移りまして、案件(3)の③「枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館指定管理者選定基準について」を議題といたします。本件について、事務局の説明を求めます。
- (事務局) それでは選定基準についてご説明をさせていただきたいと思っております。**資料6**をご覧くださいませでしょうか。「選定基準(案)」でございます。この選定基準につきましては、募集要項、仕様書に基づき作成したものでございまして、委員の皆様へ申請団体をご評価いただく際の基準となるものでございます。
- まず1、指定管理者選定基準の位置づけ及び選定の基本的な考え方といたしましては、指定管理料の額のほか、申請団体の提案する事業計画書の妥当性・実現性・確実性を総合的に評価する旨を記載しているところでございます。
- 次に2番目といたしまして、本委員会の審議体制について、3番目といたしまして、審議・評価の方法について、それぞれ記載しており、本委員会において申請団体の申請書、事業計画書等を審議し、評価をご決定いただく旨を記載しているところでございます。
- 次に4番目としまして、選定結果の公表につきましては、各申請団体に通知をするほか、選定の概況等を市ホームページに公表する旨を記載しているところでございます。
- 次のページをご覧くださいませでしょうか。Ⅱ、選定委員会における審議の内容についてご説明をさせていただきます。まず1つ目としまして、内容審査でございますが、資料の4ページ以降、事業計画に関する内容審査の表、一番左の欄の「要求事項」を単位といたしまして、2ページに記載しておりますとおり、まずは各委員に別表1に示す5段階で評価をしていただくこととなります。その後、全委員の評価を踏まえて、要求事項ごとに選定委員会としての評価を、次の別表2に示す9段階で合議により決定をいただきまして、その評価に応じた乗率をかけて得点を算出するというふうになっております。内容審査は70点満点としていただいております。
- 次のページ、3ページ目をご覧くださいませでしょうか。Ⅲ、指定管理料につきましては、下記の計算式によって得点化を行うということで、申請団体から提示された指定管理料、原則5年間分、今回におきましては3年10か月ですけれども、その合計額が市の設定する調査基準価格と同額であった場合の得点を満点の30点とし、提案額が上がるにつれて減点とする仕組みとなっております。ただいま説明の中で出てきました調査基準価格につきましては、後ほど詳しくご説明をさせていただきます。
- 次に最後のⅣ、総合評価についてでございますが、指定候補者の選定につきま

ては、事業計画の内容審査（70点満点）と指定管理料（30点満点）をそれぞれ得点化したものを合算し、100点満点として総合評価方式で行っていただいではどうかと考えているところでございます。

恐れ入りますが、審査、評価方法に係る考え方の詳細につきましては、**参考資料4**によりご説明をさせていただきたいと思っております。**参考資料4**「指定管理者選定基準に係る補足説明資料」をご覧くださいませでしょうか。一部、先ほどの説明と重複いたしますが、まず、指定候補者の選定に当たりましては、申請団体の提出する事業計画書の内容審査による得点70点満点と、申請団体から提示されました指定管理料の得点化による30点満点の、合計100点満点とする総合評価方式でございまして、内容審査につきましては資料1ページ目の下段に記載しております。**資料6**「選定基準」（抜粋）のとおり、1、①経営方針や、②指定管理者の指定を申請した理由といった「要求事項」を単位といたしまして、各委員による評価を評価基準に基づき5段階で行った後、選定委員会としての評価を9段階で合議によりご決定いただくものとなっております。

次のページに移りまして、2ページ目に評価に係る具体的な手順を記載しておりますが、工程①といたしまして、まず申請団体から提出された事業計画書の記載内容が、本市が求める確認事項を満たしているかどうかをご確認いただくこととなります。資料に記載しております図につきましては、申請団体から提出されます書類の一つである「事業計画 確認事項一覧」でございまして、先ほどご説明させていただいた資料となっております。この資料を目当てに、本市の求める確認事項に対する提案がなされているのか、その概要とともに事業計画書本体における掲載ページの記載内容をご確認いただくこととなります。

恐れ入りますが、3ページ目をご覧ください。工程②といたしまして、事業計画書への記載内容が本市の求める確認事項を満たしているかどうかについてご判断いただいた上、第2回委員会での評価に備え、事前に各委員においてそれぞれ1～5までの5段階で評価を行っていただきたいと考えております。なお、事業計画書の記載内容だけで確認事項を満たしているかどうかの判断が行い難い場合や疑問点がある場合などにつきましては、申請団体によるプレゼンテーションの場で質疑等を行っていただき、ご確認、ご判断いただくものとなっております。その上で、まず、パターン1といたしまして、確認事項を満たしていると判断された場合でございまして、本市が求める基礎的事項である確認事項を満たしている場合につきましては、まず基礎点の「3」の評価であることが確定します。続きまして「加点事項」、表の右側になりますけれども、加点事項に該当するかどうかのご確認、ご判断をいただくこととなります。「加点事項」とは、申請団体の提出する事業計画書におきまして、確認事項を上回る提案がなされている場合に加点するための目安となる事項でございまして、その内容につきましては、資料下段の図、**資料6**「選定基準」（抜粋）におきまして、角の丸い赤い四角で囲んでいる所に記載しているところでございまして、申請団体の事業計画書におきまして、この加点事項の内容を全て満たす提案が行われている場合、例えば①経営方針において、1～4の加点事項が全て満たされている場合につきましては「5」の評価となり、その一部が満たされている場合につきましては「4」の評価となってくるものでございます。

4ページをご覧くださいませでしょうか。次にパターン2といたしまして、確認事項を満たしていない場合の取り扱いでございまして、確認事項を満たしていない場合は「3」の評価にはならず、「5」や「4」の評価にもなりません。減点評価となる「2」または「1」の評価のご判断をいただくものとなります。それぞれ、「2」の評価は、確認事項についての記載があるものの内容に不明確な点がある場合、また「1」の評価につきましては、確認事項についての記載がない、または確認事項が求める内容を全く理解していない記載が1項目でもある場合としております。ただし、例えば申請団体のプレゼンテーションで、内容が不明確な部分が明確になった場合など、「2」の評価とされていたものを「3」の評価に変えるなどのご判断をいただくことも想定しております。

次のページ、5ページ目をご覧ください。工程③といたしまして、申請団体によ

るプレゼンテーションを経た後、各委員において1～5までの5段階で評価を行っていただき、その内容を事務局にて取りまとめさせていただきます。なお、参考といたしまして、各委員による評価表のイメージを記載しております。評価表は1～5段階の評価をご記入いただく欄と、それぞれ評価の理由を記載いただく欄がございますので、選定委員会において委員の皆様でご議論、ご発言いただく際にご活用いただければと考えております。

6ページをご覧ください。最後に工程④といたしまして、第3回委員会で各委員による評価結果の集計表をお示しさせていただきます。委員の皆様にはその結果を基にご議論いただきながら、要求事項ごとに1～5までを0.5刻みとした9段階で、選定委員会の評価をご決定いただくものとなります。資料下段「評価集計表（内容審査）イメージ」の表をご覧ください。表の右側半分を見ていただきますと、1つの申請団体に対する各委員AからEまでのそれぞれの評価と、それらの平均を記載しております。その右側には、平均により算出した仮の評価といたしまして「委員会としての評価及び得点(仮)」を記載しております。この結果を踏まえまして、要求事項ごとに委員会としての評価を合議によりご決定いただくこととなります。

委員会としての評価が確定いたしましたら、事務局において要求事項ごとの配点に評価に応じた乗率をかけ、要求事項ごとの得点と内容審査の合計得点（70点満点）を算出いたします。内容審査の手順については以上となります。

7ページをご覧くださいませでしょうか。2番目としまして、指定管理料の額につきましては、提案された指定管理料の額が調査基準価格と同額であった場合の得点を満点の30点とし、資料に記載の計算式により得点化を行ってまいります。提案額が上がるにつれて減点となり、上限額と同額となった場合につきましては、得点は満点の50%、15点となります。ただし、調査基準価格に満たない額での提案がある場合、最も低い提案額（数値的判断基準値を上回るもの）、こちらを満点としまして、計算式の「調査基準価格」を「最低価格」に置き換えて得点化を行うこととしております。

ここで、この調査基準価格についてでございますが、その下の参考「調査基準価格と数値的判断基準値」の図をご覧くださいませでしょうか。申請団体につきましては、公募の際に市が設定して示す提案上限額を下回る指定管理料を提案することとしており、提案額が提案上限額を超える場合につきましては失格となります。調査基準価格につきましては、今回のこの施設については提案上限額に対し85%とする予定でございますが、この額に満たない提案があった場合は失格になるわけではないものの、当該提案額で適正な業務履行が可能かどうか、選定委員会において審査することとしております。これまでの実績においては、調査基準価格を下回る提案がなされたことはごく稀となっておりますので、審査方法については必要となった場合に改めてご説明させていただきたいと思っております。調査基準価格につきましては、選定が終わるまで非公表としておりますので、ご留意いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

また、申請団体の提案額の平均の85%の金額を「数値的判断基準値」とし、提案額がその額に満たない場合は失格となります。数値的判断基準値につきましては、募集要項にもその旨記載しているところでございます。以上の考え方により指定管理料を得点化するものでございます。

最後に3番目の総合評価でございますが、内容審査の得点70点満点と指定管理料の額に対する得点30点満点を合算した総合評価点及び順位を記載した「評価結果」を委員会で確認し、最終決定をしていただくものでございます。以上が審査、評価に係る大まかな流れとなります。

次に資料6にお戻りいただけますでしょうか。4ページ～6ページにかけての「事業計画に関する内容審査」の表をご覧くださいませでしょうか。内容審査の項目でございますが、まず1つ目、申請団体の経営方針等に関する事項といたしまして、①経営方針、②指定管理者の指定を申請した理由、③経営の継続性・安定性という要求事項に対して、確認事項8項目、加点事項6項目を記しております。配点は①が3点、②が2点、③が2点の合計7点となっております。

続きまして2番目、施設の経営方針に関する事項として、①施設の現状に対する考え方及び将来展望、②施設運営に関する計画の、ア、管理経費・管理体制の提案、イ、生涯学習交流センターにおける利用者サービス向上提案、ウ、図書館における利用者サービス向上提案、エ、生涯学習交流センターにおける事業提案、オ、図書館における事業提案、カ、生涯学習交流センターにおける連携事業提案、キ、図書館における連携事業提案、ク、利用者対応提案に対して、確認事項29項目、加点事項29項目を示しております。配点は①が2点、②のアが5点、イが10点、ウが10点、エが6点、オが6点、カが4点、キが4点、クが4点の合計51点となります。今回はセンターも図書館も、イ・ウの利用者サービス向上提案でそれぞれ10点ずつ、エ・オの事業提案でそれぞれ6点ずつ、カ・キの連携事業提案でそれぞれ4点と、配点を高くさせていただいております。こちらにつきましては、京阪枚方市駅に隣接する新築ビルに入居するため、センターと図書館、両施設の利用率・利用者数・貸出冊数などの増加に向けて、立地を生かした事業の提案に取り組んでいただきたいという考えから、このような配点としているところでございます。

続きまして3、施設の管理に関する事項といたしまして、確認事項6項目、加点事項4項目を記しております。配点は3点です。

次の4番、情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項、5、緊急時における対策に関する事項、6、その他といたしまして、3項目合計で確認事項7項目、加点事項7項目を記しており、配点はそれぞれ3点となっております。

申請団体の提出する事業計画書の内容審査による得点は、70点満点となっております。説明は以上となります。よろしくお願いたします。

(会長) ありがとうございます。ただいま説明のありました選定基準の内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見等はありませんでしょうか。ご意見等がなければ、この選定基準で選定を行うということでしたら承ということになりますけれども、よろしいでしょうか。

(意見なし)

(会長) 特にご意見、ご質問等もないようですので、この件については、ただいまご説明がありましたとおりの選定基準に基づいて、選定を行うことにいたします。

案件(4) プレゼンテーションの実施方法について

(会長) では次に参りまして、案件(4)「プレゼンテーションの実施方法について」を議題といたします。本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) それではプレゼンテーションの実施方法につきましては、資料7「第2回枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館指定管理者選定委員会の進行について」をご覧くださいませでしょうか。

まず、日程でございますが、12月27日水曜日の開催を予定させていただいているところでございます。次に、プレゼンテーションの全体スケジュールでございますが、まず、プレゼンテーションに入る前に評価方法についてご確認いただいた後、評価の観点や考え方、共用すべき認識などについてご協議をいただいた上で、申請団体のプレゼンテーションに入らせていただいております。

プレゼンテーションの時間でございますが、1団体につきまして、準備の時間を除いて10分間、また、プレゼンテーション後に15分程度の質疑時間を見込んでおり、申請団体退室後に、事務局への質疑等を行っていただいております。申請団体が複数となる場合、プレゼンテーションの順番につきましては、申請受付順とさせていただきます。どうかと考えているところでございます。

また、申請団体が1団体のみであった場合のスケジュールについて、事務局から提案をさせていただきたいと思っております。本委員会の開催日程につきましては、当初から申し上げておりますとおり、全3回とご説明させていただいておりますが、申請団体が1団体のみであった場合につきましては、本来第3回委員会で予定しております評価・合議・答申につきましては、次回の第2回選定委員会のプレゼンテーションの後に行っていただいております。どうかと考えているところでござい

- ます。なお、第2回にご答申いただきますと、第3回の委員会は開催しないということになります。事務局からの説明は以上となります。
- (会長) ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました内容については、委員の皆さん、いかがでしょうか。まとめますと、まずプレゼンテーションについては、事務局から説明があったとおりの手順で申請団体によるプレゼンテーションを実施するというので、仮に申請団体が1団体のみであった場合には、評価、集計にかかる時間を考慮しても、次の第3回委員会でやる予定の内容を含めて第2回で全部行えるのではないかとということで、次回第2回で評価、合議、答申までを行い、第3回委員会は開催しないというご提案でした。
- 委員の皆さん、いかがでしょうか。ご異議ございませんか。
- (意見なし)
- (会長) 特にないようですので、プレゼンテーションの実施方法については、申請団体が1団体であった場合のスケジュールも含め、先ほど事務局から説明をいただいたとおりということで了承いたします。

案件(5) その他

- (会長) では、最後の案件になります。案件(5)「その他」の事項について、事務局の説明を求めます。
- (事務局) その他といたしましては、繰り返しとなりますが、今後の予定につきましては、本日の委員会が終わりましたら、募集要項・仕様書等をホームページで公表し、申請期間中に申請団体が事業計画書等を提出してまいります。その申請状況等につきまして、委員の皆様にもメール等でご報告させていただくとともに、申請団体から提出されました事業計画書等の書類につきましては、郵送で皆様にお届けさせていただきたいと存じます。その際、**参考資料5**「評価メモ」を事務局で作成し、一緒に送付させていただく予定としております。この評価メモにつきましても、こちらについては各団体から提出された書類を基に作成いたしますので、本日の資料はイメージとしてご覧いただければと思います。内容といたしましては、団体からの申請書類に添付いただきます**別紙5**「事業計画 確認事項一覧」の内容に、評価メモ欄を加えたものでございます。委員の皆様には、申請団体の事業計画書の内容確認や書面上の事前評価を行っていただくとともに、疑問点等につきましてもメモ書きするなどご活用いただき、次回のプレゼンテーションでの申請団体に対するご質問、ご確認に備えていただければと考えております。また次回の委員会後、委員の皆様から評価をご提出いただく際、施設の選定に当たっての評価コメントをいただきたいと考えておまして、この評価メモにつきましても、その際の参考資料にもしていただけるものと考えております。
- なお、申請団体が1団体であった場合でも、審査、評価は行っていただき、当該団体が指定管理者として適当かどうか、最終的に合議、ご答申いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。
- また、申請団体の応募状況等を含めまして、本委員会の審議内容につきましても、ご答申をいただいてから公表することとなっております。誠に恐縮ではございますが、ご留意いただければと存じますので、併せてよろしくお願いいたします。
- 資料の説明は以上ですが、最後に繰り返しとなりますが、次回の枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館指定管理者選定委員会につきましては12月27日水曜日の開催を予定しております。正式なご案内につきましては後日させていただきますが、ご出席のほど、どうぞよろしくお願いいたします。
- なお、本日の資料につきましても、次回の委員会にもお忘れなくご持参いただくようお願いいたします。説明は以上となります。
- (会長) ご説明ありがとうございます。以上で本日の日程は終了ということになりますが、最後にご質問等ございませんでしょうか。大丈夫ですか。
- (意見なし)
- (会長) それでは、本日の日程を全て終了ということで、枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館指定管理者選定委員会を閉会いたします。委員の皆様には、本委員会の運営にご協力いただき、誠にありがとうございました。

(事務局) どうもありがとうございました。またよろしくお願いたします。

閉会 11時30分